

## 第4回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件名	概要
第88号議案	新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例	<p>1 国民健康保険法等の改正に伴い、出産時における保険料の軽減措置を導入する。</p> <p>(1) 対象者 出産する予定の被保険者又は出産した被保険者</p> <p>(2) 軽減措置 出産予定月の前月から4か月分（多胎妊娠の場合は、出産予定月の3月前から6か月分）の保険料を免除</p> <p>2 地方税法の改正に伴い、引用条項を改める。</p> <p>[施行日] 令和6年1月1日</p> <p>[経過措置] 上記1による改正後の条例の保険料に係る規定は、令和6年1月分の保険料から適用し、令和5年12月分以前の保険料については、なお従前の例による。</p>

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第89号議案	イントラネットシステムに係るマイクロソフト社ソフトウェアライセンスの買入れについて	イントラネットシステムの安定稼働確保及びシステム更新による事前動作検証用として、次のとおりマイクロソフト社ソフトウェアライセンスを買い入れる。

イントラネットシステムに係るマイクロソフト社ソフトウェアライセンスの買入れについて

1	概要	<p><u>クラウド検証用ライセンス</u></p> <p>(1) M365 E5 ShrdSvr ALNG SubsVL MVL Gov PerUsr (Original) 120 ライセンス</p> <p><u>Office ライセンス</u></p> <p>(2) O365E3FromSA ShrdSvr ALNG SubsVL MVL Gov GovOnly PerUsr 37,764 ライセンス</p> <p>(3) O365 E3 Sub Gov Per User 4,236 ライセンス</p> <p><u>パソコン OS ライセンス</u></p> <p>(4) WinE3FromSA ALNG SubsVL MVL Pltfrm PerUsr 37,764 ライセンス</p> <p>(5) Win E3 ALng Sub MVL Platform Per User 4,236 ライセンス</p> <p><u>Server 接続用 CAL ライセンス</u></p> <p>(6) CoreCALBridgeO365FromSA ALNG SubsVL MVL Pltfrm PerUsr 37,764 ライセンス</p> <p>(7) CCAL Bridge O365 Sub Platform Per User 4,236 ライセンス</p> <p><u>区民意見 FAQ 用 CRM ライセンス</u></p> <p>(8) Dyn365ETeamMembers ShrdSvr ALNG SubsVL MVL PerUsr 41,880 ライセンス</p> <p>(9) Dyn365ECstmrSrvc ShrdSvr ALNG SubsVL MVL PerUsr 120 ライセンス</p> <p><u>Server 検証用ライセンス</u></p> <p>(10) VSEntSubMSDN ALNG LicSAPk MVL 1 ライセンス</p> <p><u>Server 用ライセンス</u></p> <p>(11) CISSteDCCore ALNG LicSAPk MVL 2Lic CoreLic 686 ライセンス</p> <p>(12) CISSteStdCore ALNG LicSAPk MVL 2Lic CoreLic 32 ライセンス</p> <p><u>区公式ホームページ環境用 Azure 利用ライセンス</u></p> <p>(13) Azure prepayment 1,200 ライセンス</p> <p><u>Azure 技術問い合わせ用サポートライセンス</u></p> <p>(14) Azure Standard Support 12 ライセンス</p> <p><u>次期イントラネットシステム Office 検証用ライセンス</u></p> <p>(15) M365 E3 Original Sub Gov Per User 120 ライセンス</p> <p><u>次期イントラネットシステムセキュリティ検証用ライセンス</u></p> <p>(16) M365 E5 Security Sub Gov Per User 120 ライセンス</p> <p><u>次期イントラネットシステム遠隔操作検証用ライセンス</u></p> <p>(17) Intune Remote Help 120 ライセンス</p> <p><u>次期イントラネットシステム Server 用セキュリティ検証用ライセンス</u></p> <p>(18) Defender Endpoint P2 240 ライセンス</p>
2	納入場所	新宿区指定の場所
3	契約月日	仮契約 令和5年10月19日(木) 本契約 議決日の翌日
4	納期	本契約締結日の翌日から令和5年12月28日まで
5	契約の方法	指名競争入札
6	買入金額	1億3,440万9,710円
7	契約の相手方	東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社首都圏支社 首都圏支社長 小野 淳也 資本金 4,278億3,129万7,000円

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第90号議案	GIGAスクール構想実現のための教育用システム再リースに伴うライセンスの買入れについて	GIGAスクール構想実現のための教育用パソコン機器等の再リースによる延長利用として、次のとおりライセンスを買い入れる。

GIGAスクール構想実現のための教育用システム再リースに伴うライセンスの買入れについて

1	概要	<p><u>端末保守サービス用ライセンス (協働学習支援ツール用ライセンスを含む。)</u></p> <p>(1) SKYMENU 安心パック 14,902 ライセンス</p> <p><u>デジタルドリル・協働学習支援ツール用ライセンス</u></p> <p>(2) ミライシード (オクリク・ムーブノート・ドリルパック) (SurfaceGo2、iPad) 1 式</p> <p>(3) ミライシード (オクリク・ムーブノート・ドリルパック) (500 台追加) 1 式</p> <p><u>タブレット端末管理ソフト用ライセンス (Windows 端末用)</u></p> <p>(4) LanScope クラウド版 ベーシック 年間ライセンス 15,104 ライセンス</p> <p>(5) LanScope Cat リモコンキャット クラウド (基本ライセンス) 1 ライセンス</p> <p>(6) LanScope Cat リモコンキャット クラウド (追加ライセンス) 9 ライセンス</p> <p><u>タブレット端末管理ソフト用ライセンス (iPad 端末用)</u></p> <p>(7) Jamf Pro iOS 教育機関用クラウド 346 ライセンス</p> <p><u>ウイルス対策ソフト用ライセンス</u></p> <p>(8) TSSL Apex One SaaS 更新 15,115 ライセンス</p> <p>(9) TSSL Cloud One-Workload Security 更新 1 ライセンス</p> <p><u>フィルタリングソフト用ライセンス</u></p> <p>(10) i-FILTER@Cloud GIGA スクール版 更新 15,522 ライセンス</p> <p><u>管理用パソコン保守サービス用ライセンス</u></p> <p>(11) Dell EMC NX3240 4 年目 ProSupport 1 ライセンス</p> <p>(12) ProSupport&amp;翌営業日対応オンサイト保守サービス 1 ライセンス</p>
2	納入場所	新宿区教育委員会事務局教育指導課
3	契約月日	仮契約 令和5年10月20日(金) 本契約 議決日の翌日
4	納期	本契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで
5	契約の方法	指名競争入札
6	買入金額	4億9,653万2,300円
7	契約の相手方	東京都港区西新橋三丁目22番8号 東日本電信電話株式会社東京事業部 執行役員東京事業部長 熊谷 敏昌 資本金 3,350億円

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第91号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設の名称及び位置 ア 新宿区立四谷区民ホール 東京都新宿区内藤町87番地 イ 新宿区立牛込笹塚区民ホール 東京都新宿区笹塚町15番地 ウ 新宿区立角筈区民ホール 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社共立 イ 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
第92号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立四谷地域センター イ 位置 東京都新宿区内藤町87番地 (2) 指定する団体 ア 名称 四谷地域センター運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区内藤町87番地 新宿区立四谷地域センター内 (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
第93号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立牛込笹塚地域センター イ 位置 東京都新宿区笹塚町15番地 (2) 指定する団体 ア 名称 牛込笹塚地域センター管理運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区笹塚町15番地 新宿区立牛込笹塚地域センター内 (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
第94号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立榎町地域センター イ 位置 東京都新宿区早稲田町85番地

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
		<p>(2) 指定する団体 ア 名称 榎町地域センター管理運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区早稲田町 85 番地 新宿区立榎町地域センター内</p> <p>(3) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
第 95 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設 ア 名称 新宿区立若松地域センター イ 位置 東京都新宿区若松町 12 番 6 号</p> <p>(2) 指定する団体 ア 名称 若松地域センター管理運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区若松町 12 番 6 号 新宿区立若松地域センター内</p> <p>(3) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
第 96 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設 ア 名称 新宿区立大久保地域センター イ 位置 東京都新宿区大久保二丁目 12 番 7 号</p> <p>(2) 指定する団体 ア 名称 大久保地域センター管理運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区大久保二丁目 12 番 7 号 新宿区立大久保地域センター内</p> <p>(3) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
第 97 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設 ア 名称 新宿区立戸塚地域センター イ 位置 東京都新宿区高田馬場二丁目 18 番 1 号</p> <p>(2) 指定する団体 ア 名称 戸塚地域センター管理運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区高田馬場二丁目 18 番 1 号 新宿区立戸塚地域センター内</p> <p>(3) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第98号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立落合第一地域センター イ 位置 東京都新宿区下落合四丁目6番7号 (2) 指定する団体 ア 名称 落合第一地域センター管理運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区下落合四丁目6番7号 新宿区立落合第一地域センター内 (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
第99号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立落合第二地域センター イ 位置 東京都新宿区中落合四丁目17番13号 (2) 指定する団体 ア 名称 落合第二地域センター管理運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区中落合四丁目17番13号 新宿区立落合第二地域センター内 (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
第100号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立柏木地域センター イ 位置 東京都新宿区北新宿二丁目3番7号 (2) 指定する団体 ア 名称 柏木地域センター管理運営委員会 イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿二丁目3番7号 新宿区立柏木地域センター内 (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
第101号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立角筈地域センター イ 位置 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
		<p>(2) 指定する団体            ア 名称 角筈地域センター管理運営委員会            イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿四丁目 33 番 7 号 新宿区立角筈地域センター内</p> <p>(3) 指定の期間            令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p>
<p>第 102 号議案</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について</p>	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設の名称及び位置            ア 新宿区立高田馬場創業支援センター            東京都新宿区高田馬場一丁目 32 番 10 号            イ 新宿区立新宿消費生活センター分館            東京都新宿区高田馬場一丁目 32 番 10 号</p> <p>(2) 指定する団体            ア 名称 有限会社そーほっと            イ 主たる事務所の所在地 東京都三鷹市下連雀三丁目 27 番 1 号</p> <p>(3) 指定の期間            令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p>
<p>第 103 号議案</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について</p>	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設            ア 名称 新宿区立信濃町シニア活動館            イ 位置 東京都新宿区信濃町 20 番地</p> <p>(2) 指定する団体            ア 名称 生活協同組合・東京高齢協            イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目 43 番 12 号</p> <p>(3) 指定の期間            令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p>
<p>第 104 号議案</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定について</p>	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設            ア 名称 新宿区立中落合地域交流館            イ 位置 東京都新宿区中落合二丁目 7 番 24 号</p> <p>(2) 指定する団体            ア 名称 生活協同組合・東京高齢協            イ 主たる事務所の所在地 東京都豊島区南大塚三丁目 43 番 12 号</p> <p>(3) 指定の期間            令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p>

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第105号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立北新宿第二地域交流館 イ 位置 東京都新宿区北新宿三丁目20番2号 (2) 指定する団体 ア 名称 社会福祉法人奉優会 イ 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
第106号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設の名称及び位置 ア 新宿区立本塩町地域交流館 東京都新宿区四谷本塩町4番9号 イ 新宿区立本塩町児童館 東京都新宿区四谷本塩町4番9号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社ポピンズエデュケア イ 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区広尾五丁目6番6号 (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
第107号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立西新宿児童館 イ 位置 東京都新宿区西新宿四丁目35番28号 (2) 指定する団体 ア 名称 ライクキッズ株式会社 イ 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウェスト (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
第108号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立四谷図書館 イ 位置 東京都新宿区内藤町87番地

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
		<p>(2) 指定する団体            ア 名称 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体            イ 主たる事務所の所在地 東京都目黒区下目黒三丁目7番10号            ウ 構成団体(代表) 東京都新宿区新宿三丁目17番7号株式会社紀伊國屋書店            構成団体 東京都中野区弥生町二丁目8番15号株式会社ヴィアックス</p> <p>(3) 指定の期間            令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
第109号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設            ア 名称 新宿区立鶴巻図書館            イ 位置 東京都新宿区早稲田鶴巻町521番地</p> <p>(2) 指定する団体            ア 名称 丸善雄松堂株式会社            イ 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋二丁目3番10号</p> <p>(3) 指定の期間            令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
第110号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設            ア 名称 新宿区立西落合図書館            イ 位置 東京都新宿区西落合四丁目13番17号</p> <p>(2) 指定する団体            ア 名称 紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体            イ 主たる事務所の所在地 東京都目黒区下目黒三丁目7番10号            ウ 構成団体(代表) 東京都新宿区新宿三丁目17番7号株式会社紀伊國屋書店            構成団体 東京都中野区弥生町二丁目8番15号株式会社ヴィアックス            構成団体 東京都新宿区百人町一丁目22番26号不二興産株式会社</p> <p>(3) 指定の期間            令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
第111号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設            ア 名称 新宿区立戸山図書館            イ 位置 東京都新宿区戸山二丁目11番101号</p>

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
		(2) 指定する団体 ア 名称 株式会社図書館流通センター イ 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号  (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
第112号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立北新宿図書館 イ 位置 東京都新宿区北新宿三丁目20番2号 (2) 指定する団体 ア 名称 テルウェル東日本株式会社 イ 主たる事務所の所在地 東京都江東区深川二丁目7番6号  (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
第113号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立中町図書館 イ 位置 東京都新宿区中町25番地 (2) 指定する団体 ア 名称 丸善雄松堂株式会社 イ 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋二丁目3番10号  (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
第114号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立角筈図書館 イ 位置 東京都新宿区西新宿四丁目33番7号 (2) 指定する団体 ア 名称 株式会社図書館流通センター イ 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号  (3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
第115号議案	公の施設の指定管理者の指定について	公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。 (1) 公の施設 ア 名称 新宿区立大久保図書館

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
		<p>イ 位置 東京都新宿区大久保二丁目 12 番 7 号</p> <p>(2) 指定する団体</p> <p>ア 名称 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体</p> <p>イ 主たる事務所の所在地 東京都目黒区下目黒三丁目 7 番 10 号</p> <p>ウ 構成団体 (代表) 東京都新宿区新宿三丁目 17 番 7 号 株式会社紀伊國屋書店</p> <p>構成団体 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号 株式会社ヴィアックス</p> <p>(3) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p>
第 116 号議案	公の施設の指定管理者の指定について	<p>公の施設の管理を行わせるため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定を行う。</p> <p>(1) 公の施設</p> <p>ア 名称 新宿区立下落合図書館</p> <p>イ 位置 東京都新宿区下落合一丁目 9 番 8 号</p> <p>(2) 指定する団体</p> <p>ア 名称 株式会社図書館流通センター</p> <p>イ 主たる事務所の所在地 東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号</p> <p>(3) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</p>